

令和6年度いたばし生活支援臨時給付金（調整給付）支給事務実施要綱

（令和6年5月10日区長決定）

（目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、いたばし生活支援臨時給付金（調整給付）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 いたばし生活支援臨時給付金（調整給付）（以下「調整給付」という。）は、前条の目的を達するために、板橋区（以下「区」という。）によって次条に規定する支給対象者にそれぞれ1回限り贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 調整給付の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で区に住所を有する者（区の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（都民税所得割又は特別区民税所得割を含む、以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。

ただし、第1号においては、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

（1）アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

（2）アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の

一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

（1） アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

（2） アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付の金額の算定等の事務処理事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月3日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付の金額に反映しないものとする。

（受給権者）

第5条 調整給付の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（申請等が不要の支給対象者）

第6条 区は支給対象者の公金受取口座を把握している場合、公金受取口座登録者に対し、調整給付の支給を通知する。

2 前項による支給対象者は、支給の通知を受領後、書面により受給の辞退を届け出ることができる。

3 前2項で必要な様式については、別に定めるものとする。

（申請等が必要な支給対象者）

第7条 前条に該当しない場合で調整給付の支給を受けようとする者は、区に対し確認書を提出するものとする。なお、提出期限および様式については、別に定めるものとする。

2 第1項に定める確認書の提出は、郵送のほか別に定める方法によりオンラインで行うものとする。

3 支給対象者は、確認書の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

(代理による申請)

第8条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(2) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で、板橋区長(以下「区長」という)が特に認める者

2 代理人が確認書の提出をする場合は、委任欄に代理人氏名の記載をするとともに、支給対象者本人が署名するものとする。

3 区は、前項の規定にかかわらず、区長が別に定める方法により、代理権を確認することができるものとする。

4 前3項によるもののほか、区は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

(支給方式)

第9条 調整給付の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。なお第3号および第4号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること、その他第1号および第2号による支給が困難な場合に限り行う。なお、必要な様式については、別に定めるものとする。

(1) 支給対象者が振込を希望する金融機関の口座に振り込む方式

(2) 公金受取口座に振り込む方式

(3) 区の窓口で現金を支給する方式

(4) 現金書留により現金を送付する方式

(支給または不支給の決定)

第10条 区長は、第6条第1項による支給の通知後、別に定める期日までに届け出がないときは、速やかに支給を決定し、第3条の支給対象者に対し調整給付を支給する。

2 区長は、第7条の規定により確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給又は不支給を決定し通知するとともに、当該支給決定者に調整給付を支給する。なお、通知の様式については別に定めるものとする。

(確認書の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 支給対象者から別に定める期日までに第7条の規定による確認書の提出が行われなかった場合、支給対象者が調整給付の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 区長が第10条の規定による支給決定を行った後、第9条第1項第1号または第2号の口座解約や確認書等の不備による振込不能等があり、区が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができない場合は、支給対象者が調整給付の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第 12 条 区長は、偽りその他不正の手段により調整給付の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 調整給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 14 条 この要綱の実施のために必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 10 日より施行する。